

中 期 計 画

令和5年度策定

(令和6年度～令和10年度)

令和6年2月

公益財団法人 ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

中期計画の策定にあたって

第1章 総論

1 財団設立の経緯	1
2 財団の基本理念等	2
(1) 基本理念	2
(2) フォレスト・エコ・ライフ（＝森林との共生）の実践	3
3 財団の運営方針	3
(1) 基本方針	3
(2) 公益目的事業の推進	3
(3) 収益事業の実施	5
(4) 地域連携と社会貢献	6
(5) 情報発信の強化等	6

第2章 財団業務の現状と課題

1 財団を取り巻く環境と課題	6
2 ふくしま県民の森の管理の現状と課題	7
(1) 利用状況	7
(2) 施設の管理	9
(3) 森林の管理	10
(4) 自主事業	10
3 事業収支の状況と課題	11
(1) 事業収支	11
(2) その他の利用収入	13

第3章 財団の運営

1 運営方針	13
2 組織体制	14
(1) 組織の方向	14
(2) 人事管理	14
(3) 事務局の業務内容	15
(4) 勤務体制	16

3	事業収支計画	1 6
	(1) 収支計画	1 6
	(2) 収入	1 7
	(3) 支出	1 8
4	ふくしま県民の森利用促進計画	1 9
	(1) ふくしま県民の森施設利用の目標	1 9
	(2) ふくしま県民の森施設の利用促進対策	2 0
	(3) 自主事業の実施	2 3
5	ふくしま県民の森の管理	2 4
	(1) 施設管理の基本的な考え方	2 4
	(2) 森林の管理	2 4
	(3) 緑地の管理	2 6
	(4) 工作物の管理	2 6
	(5) 安全管理	2 6
6	人材育成計画	2 7
7	連携事業	2 8
	(1) 地域社会との連携	2 8
	(2) 森林ボランティア等との連携	2 8
8	個人情報その他情報の守秘	2 8
	おわりに	2 9

公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団中期計画

中期計画の策定にあたって

公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団（以下、「財団」という。）では、財団の自主的・主体的な考えのもと、公益目的事業の充実や県民等への質の高いサービスの提供、安定的な経営を目的に、中長期計画を策定し運営を行ってきた。

まず、平成18年度に、ふくしま県民の森の管理が指定管理者制度に移行したことを受け、平成20年2月に10年間の計画を策定し、その後、平成25年8月には今年度（平成35年度）を目標とする計画を策定し、令和2年2月に改定したところである。

これまでの間、平成23年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、風評被害を含む社会的な混乱が生じ、利用者が激減した時期があった。また、最近では新型コロナウイルス感染症の感染拡大が幾たびもピークを迎え、休業や利用の制限も行い、利用が低迷した時期があるなど、極めて大きな影響を受けてきた。

これらの事態に対して、設置者である福島県を始めとした多くの方々に協力をいただきながら、役職員一丸となって運営に努めてきたところであり、これらが現在の財団の礎となっている。

さて、ふくしま県民の森については、令和5年12月に、当財団が指定管理者として、今後5年間の運営を担うこととなったところであり、また、これまでの中長期計画が令和5年度をもって計画期間が終了することから、新たな計画を策定する。

この計画は、指定管理者としての第5期の事業計画との整合性を図りながら、直近の状況を反映させるとともに、新型コロナウイルス感染症からの回復と最近の社会・経済の情勢なども加味したものとする。

なお、これまでは10年間の中長期計画としてきたが、最近では社会・経済情勢の変化が大きく、かつ急速であることから、5年間の中期計画として策定する。これに基づき財団を運営し、東日本大震災からの復興に貢献するとともに、フォレスト・エコ・ライフの実践を通して自然との共生思想について、なお一層の普及推進に取り組むこととする。

令和6年2月20日

第1章 総論

1 財団設立の経緯

明治百年記念事業の一環として昭和47年秋に創設された「ふくしま県民の森」の管理は、昭和48年度から平成9年度までは大玉村が行ってきたが、折しも21世紀を目前としたこの時期は、社会経済の大きな構造変化を含めあらゆる面で転換期にあり、自然を物として単に利用する時代から自然の倫理的価値や文化的価値の重要性を再認識し、自然との共生がより強く求められる時代であった。

このため県は、「森林との共生」の思想のもと森とふれあうライフ・スタイルの普及、実践を目的にオートキャンプ場その他の施設整備を図ることとし、平成9年11月、県が基本財産の全額を出捐し、「ふくしま県民の森」の管理を行う財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団を設立した。

財団による「ふくしま県民の森」管理運営業務は、平成17年度までは県の意向を踏まえた県業務の補完的役割を担うものであったが、平成18年度に導入された指定管理者制度により財団主体の業務となり、現在は平成31年度からの5年間の第4期指定管理者として運営しており、令和6年度からの5年間も第5期指定管理者として管理運営業務を行うことが決定した。

なお、平成20年12月に施行された公益法人制度改革により、平成25年4月1日に公益財団法人へ移行した。

* ふくしま県民の森 * ー付記ー

ふくしま県民の森は、安達太良山麓に明治百年記念事業（昭和44年度～昭和48年度）の一環として、昭和47年10月に福島県の公の施設として開園した。昭和48年3月の条例制定によって整備が本格化した。

平成6年度、国民のアウトドア志向の高まりを受けてオートキャンプ場の整備を含め、ふくしま県民の森の整備拡充について検討が行われ、県は以下のふくしま県民の森整備の基本的な考えをまとめた。

この基本的考え方に基づき平成7年度から多目的広場、展望台、園地、樹木園、遊歩道、ユースキャンプ場諸施設、森林館展示施設、森林学習館展示、炭焼き体験施設、森の学び舎、オートキャンプ場、鳥獣保護センター等の整備が進められ、平成10年7月にオートキャンプ場がオープンし、現在に至っている。

併せて、ふくしま県民の森の愛称が「フォレストパークあだたら」とされた。

- 条例に規定された設置主旨：県民が森林にふれあい自然に学び、自然との共生を実現するための理解を深める場として設置。
- ふくしま県民の森整備のための基本的考え方
 - ・年間を通して利用できる、多様な宿泊滞在機能の充実
 - ・自然環境や地形改変を極力避け自然との共生を図った整備
 - ・幅広い利用者層に対応できる施設整備と快適な環境の整備
 - ・様々な森林や自然体験等のプログラムの充実
 - ・地域と一体となった管理運営や協力・サービスの強化等

- オートキャンプ場整備の基本方針
 - ・安達太良山麓の景観を保全する施設
 - ・森林を多く残すため、現地の地形に沿った施設
 - ・利用者を森林に導き、森林とふれあうことができる施設
 - ・利用者が森林の中で安心して快適に利用できる施設

2 財団の基本理念等

(1) 基本理念

財団の基本理念は、ふくしま県民の森をはじめとして広く県内において、県民が森林の中で自然との共生を学び、体験し、様々な形で森林とふれあうライフ・スタイルを創出するフォレスト・エコ・ライフ（＝森林との共生）の推進、実践を図るとともに、公の施設の管理運営及び自然環境に関する事業を行うことにより、自然との共生思想の普及に寄与することにある。

人間はもともと自然が対応できる範囲内で生存を果たしてきたが、各種技術の進歩による生活規模の拡大は、自然の対応範囲を超え、環境汚染、オゾンホール生成、山野の荒廃と生物種の絶滅的変動など見過ごすことのできない現象を経常的に引き起こすようになってしまった。

このような現状を踏まえ、国、県は環境基本計画の策定に当たって、「自然との共生」の意識向上を基本理念の一つとして定めた。財団が掲げるフォレスト・エコ・ライフは、自然生態系の持続性に学び、それを損なうことなく永く利用していく「自然との共生」を希求する生活である。

フォレスト・エコ・ライフの実践により醸成される意識

- 自然を大切にし、自然に学ぶ
 - 自然界生態系にならって資源の循環利用に努め、社会システムをより持続性の高い方向へ改革することを目指す。
- エネルギー資源を大切にし、節約する
 - エネルギーは循環せず、使えばなくなる。化石エネルギーなど、限りあるエネルギー資源を大切にし、後世にわたって利用できることを目指す。
- いらなくなった物を慈しみ、再利用の道を思いやる
 - 自然生態系は熱エネルギー以外の廃棄物を出さない、ゼロエミッションのシステムである。人間社会でも最終廃棄物はできるだけ少なくし、持続性の高いシステムへの改革を目指す。
- 他との共存を希求し、独占欲を自制する
 - 自然界の基本は共生であり、それを否定するものは生き残れない。人間がいわれない独善や軽蔑あるいは安易に慈しむ情を捨てて、野生動物の生き方に謙虚に学ぶことを目指す。
- 文化的継承を尊重し、現在に生かす
 - 現生の生物の生存戦略が、過去の生物のその上に積み上げられた長い進化の歴史の所産であることを十分に理解し、文化的継承の長い実践の歴史を重んじ、その合理性の追求と現在への応用の道の追求を目指す。

(2) フォレスト・エコ・ライフ (=森林との共生) の実践

「森林との共生」を実現するためには、森林を大切にし、森林とふれあい、森林の恵みに感謝し、森林を守り育てる意識を醸成することが重要である。

ふくしま県民の森を主体として、県民の快適で豊かな生活の実現と自然と共生しながら健康で豊かな人生を送り、21世紀の新しいライフ・スタイルの創造に資するため、次の活動をとおして「フォレスト・エコ・ライフ」の普及・実践に努める。

- 森林に遊び・・・幼、少年期に森林の中で遊ぶことにより、森の楽しさや多様性を実感する。
- 森林に学び・・・自然の仕組みや触れてはいけない自然の存在など、自然と人との関わりを理解する。
- 森林に働き・・・人や自然にとって良好な状態を確保するため何が必要かを考え、実践する。
- 森林を守り・・・自ら大切に思う自然を守るために何をなすべきか、また、何をしてはいけないかを理解し行動する。
- 森林に暮らす・・・自然の中に身を置くことにより、自然との一体感「自然との共生」を実感し、日常の生活に反映する。

3 財団の運営方針

(1) 基本方針

基本理念を具現化するための管理運営体制を確立し、将来にわたって安定的な経営になるよう財政基盤の強化に努める。ふくしま県民の森の指定管理者として、様々な活動のフィールドとなる森林の管理を行いながら、施設（森林学習施設区域、オートキャンプ場区域）を適切に管理運営するとともに、質の高いサービスの提供と効率的な運営を図る。

森林学習施設区域においては、小学生等の利用促進を図るほか、幅広い利用者がフォレスト・エコ・ライフを実践できるよう、森林環境教育プログラムの企画と運営などを行っていく。

また、全国でも有数の規模を有するオートキャンプ場区域においては、サービスレベルを維持しながら、収益事業も活用して利用促進を図っていく。

さらには、事業の実施に当たっては、公益財団法人として果たすべき役割を十分に認識し、公益目的事業と収益事業が均衡のとれた財団運営に努める。

(2) 公益目的事業の推進

1) ふくしま県民の森の運営

ふくしま県民の森の機能が最大限に発揮できるよう、森林学習施設区域とオートキャンプ場区域の利用促進を図る。

また、豊かなアカマツ林などの森林を維持しながら、「第69回全国植樹祭」サテライト会場に植栽した少花粉スギや、全国植樹祭の開催理念を継承する「ふくしま植樹祭」で植栽した広葉樹の活用を積極的に行うとともに、県道沿いや広場に植栽したサクラの管理など新たな利用者層を開拓するための魅力作りの取組、企業と

連携した森林づくりなどを推進し、ふくしま県民の森の価値の向上を促進する。

なお、事業の展開に当たっては、ホームページを活用し、ふくしま県民の森の魅力である自然情報や各種情報の積極的な提供に努める。

ア 森林学習施設区域の利用促進

小学生や幼稚園児をはじめ、中学生や高校生などへの森林環境教育を行う中心的役割を担う区域として、安全と安心を確保しながら、森林環境を保全する大切さ、森林の多様性や森林の活用方法等についての学習の場を提供する。

また、県内の大学や専門的知識を有する団体、福島県、ボランティア団体などと協働して、子どもの健全な発育と「生きる力」を育てるための自然体験や野外活動などを促進するとともに、緑の少年団やボーイスカウト等をはじめ、さまざまな利用者への森林環境学習プログラムや情報の提供を行うほか、クラフト、観察、伝統行事など様々な角度からイベントの提供や植樹・育樹活動などを通して利用を促進する。

さらに、森林ボランティアサポートセンターと連携し、教育旅行を含めた県内外の教育機関に対し、プログラムの提供、指導者（もりの案内人など）の紹介・コーディネートなどを行い、森林環境教育の場としての機能の増進を図る。

イ オートキャンプ場区域の利用促進

オートキャンプ場の利用促進は、復興に貢献する交流人口の拡大にもつながることから、全国的にも有数の規模であり、サービスも高い評価を得ている施設として、そのレベルを維持していくために最大限の努力を行うとともに、設置者である福島県とも連携して施設の老朽化に対応した修繕・整備を進めていく。

また、利用者の利便性の向上と業務の効率化を図るため、予約システム及び宿泊管理システム等を継続的に改善するとともに、年間を通じて利用しやすい施設運営とFELメンバーズ制度の運用により、リピーターの確保を図る。

さらには、災害対応キャンプなどふくしま県民の森ならではの取組を進めていく。

2) 受託事業の実施

ア 森林環境教育等の指導者養成

ふくしま県民の森を中心に、森林環境教育の分野で活躍している「もりの案内人」や「グリーンフォレスター」の養成講座等を通じて、県民のニーズに合致した質の高い指導者の養成と森林環境教育等推進のためのネットワーク作りを進める。

イ 森林ボランティアのサポート業務

各種の情報提供、要望の聞き取りや相談活動を通して、すでに森林ボランティアに取り組んでいる人や、これから取り組む人を支援する。また、県内に多数ある森林ボランティア団体の連携を強化し、情報を共有するための機関誌の発行やHPの企画、運営を行う。

ウ 新たな受託事業の提案

森林の有する土砂災害の防止や水源のかん養、二酸化炭素の吸収、保健・レクリエーションなどの多面的機能やエネルギー源としての利用等に着目し、フ

オレスト・エコ・ライフを推進する事業を企画・立案し、設置者（福島県）などに提案していく。

3) 安全性の確保と緊急時の対応

ふくしま県民の森は、91.5haと広いエリアを有し、自然の中で様々な活動を通年で行う施設であることから、荒天による自然災害や地震、火災などの緊急事態に備えるとともに、倒木や大型野生獣による被害などを未然に防ぐことが重要であることから、緊急時に備えた対応を周知するとともに、宿直者を置くなどの対応を行う。

また、倒木による被害や獣害などを防ぐため、枯損木の除去や、緩衝地帯を置くための森林整備、オートキャンプ場エリアの電気柵の管理、大型野生獣の監視などを徹底する。

4) 自主的な取組

財団の基本理念に沿って、ふくしま県民の森の施設と機能を生かし、森林環境教育の普及拠点として教育プログラムの企画・実践や幅広い情報発信を行うとともに、「災害対応キャンププログラム」などによる教育旅行の推進や、令和5年度まで受託事業として実施していた「子ども自然あそび事業」などについては、その趣旨を自主事業として引き継ぎ、多くの方々に森林に来ていただくイベント等を積極的に企画・実施する。

また、福島県の交流人口の増加による復興を引き続き推進するため、オートキャンプ場の利用者を増やすためのメンバーズ制度の運用を進める。

さらに、県内外の大学、研究者や専門機関と連携して、ふくしま県民の森をフィールドとした森林環境教育や森林保全活動、自然観察、鳥獣対策などの調査研究を行い、得られた成果を森林環境教育プログラムなどに活用していく。

(3) 収益事業の実施

ふくしま県民の森を適切に管理・運営するため、運営経費の一部として活用しているオートキャンプ場の利用収入等を引き続き確保することとし、オートキャンプ場の利用者の利便性を高めることを目的とする物品の販売やキャンプ用品の貸付、カフェの運営などを引き続き行っていく。

1) 物品販売・貸付、カフェの運営

オートキャンプ場利用者が必要とするキャンプ用品や食材、薪などを販売し利便性を高めるとともに、県民の森の利用者や森林環境教育の活動に必要な物品の販売、地元産品や授産製品を販売することにより、森林保全や地域振興に貢献する。

また、カフェテリアは、食を通して地域の農林産品を提供するとともに、寛ぎの場や食の情報発信の場として活用する。

2) 日帰り温泉の利用

ふくしま県民の森の温泉施設は、オートキャンプ場の利用において極めて有用な施設であり、泉質や設備・ロケーション等も良いことから、今後とも、快適な施設提供と衛生面の適正な管理を行う。

また、企業等における従業員の福利厚生制度としての利用を目的とした「法人向け温泉保養施設事業」を、今後とも拡大する。

3) 公益財団法人としての経営健全化

収益事業による収入を確保し、公益目的事業等への繰入を行い、公益財団法人としての要件を満たしながら、経営の健全化を図る。

(4) 地域連携と社会貢献

ふくしま県民の森は県民共有の財産であり、地域との連携は使命であることから、地元である大玉村はもちろんのこと、福島県内の各地域からも、食材や物産の使用、雇用、自治体との連携・協力などを、積極的に推進する。

また、障がい者施設で作られる授産製品の利用、中学校や高等学校、大学のインターンシップの受け入れなどを行う。

(5) 情報発信の強化等

ふくしま県民の森と財団の活動を、県内外の方に広く知ってもらうため、イベントや研修会、自然に関する最新情報や研究成果、財団の様々な情報を、マスメディアやインターネット、関連情報誌等を活用して発信する。

また、ふくしま県民の森を利用する小学校などの利用者からは、森林をはじめとする施設や利用システム、もりの案内人の活動等に対して高い評価を得ており、今後ともその維持・向上に努める。

第2章 財団業務の現状と課題

1 財団を取り巻く環境と課題

財団がふくしま県民の森の運営を行いはじめてから25年以上が経過しており、その間に、平成23年3月に東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、福島県は多大な影響を被った。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会的に大きな混乱が生じた。これらの影響は、未だ残っているものの、徐々に回復する傾向にある。特に、東日本大震災からの復興については、本県は依然として復興の途上であり、福島県が設置している公共施設として、引き続き復興に向けて取り組んでいく必要がある。

また、財団の収益の大きな部分を占めるオートキャンプについては、「オートキャンプ白書」（一般社団法人日本オートキャンプ協会）によれば、2022年のオートキャンプ参加人口は650万人と減少しているものの、年間のキャンプ回数が5.4回、日数が7.2日と年々増加している。一方で、オートキャンプ場の設置は2023年には1,471カ所と増加しており、キャンプブームを反映して3年間で約50カ所増えている。今後は、1キャンプ場当たりの利用者が増加するとは考え難く、いわゆるキャンプブームのすう勢を見ながら、利用者を確保していく必要がある。

森林については、地球温暖化が進行しカーボンニュートラルが大きな政策課題とな

っていることなどから、自然環境の保全や循環型社会への関心が高まっており、児童・生徒に対する森林環境教育に対する関心も高く、当財団の実施する事業にも期待が寄せられている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響や学校教育における時間的制約も大きい状況にある。このため、小学校や幼稚園の森林環境教育を促進する環境を整備しながら、利用を促進する取組が重要となっている。

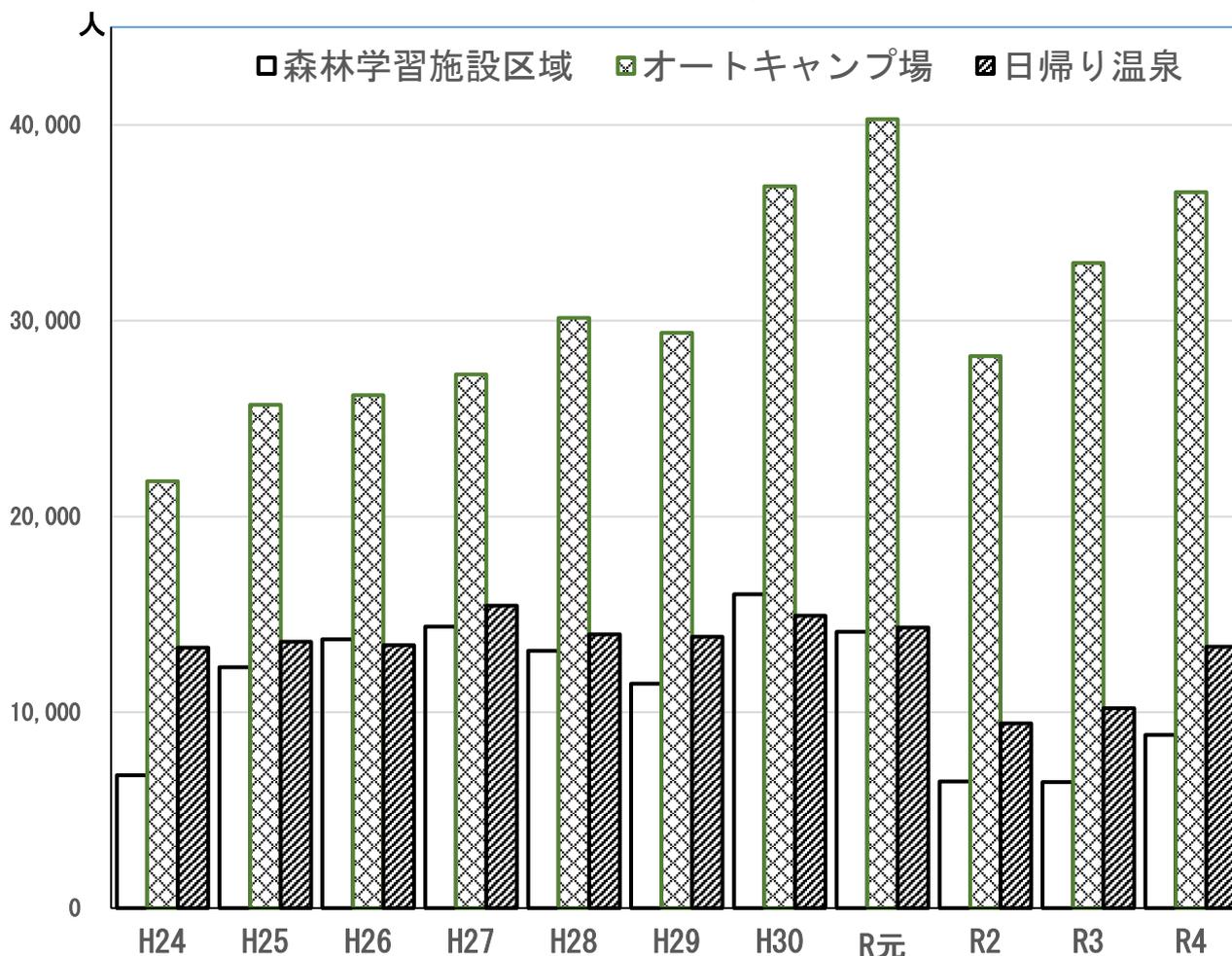
また、近年は経済的にインフレーションの状況が顕著となってきており、原油等の価格高騰などの影響で、電気料金が値上がりしているほか、消耗品など様々なものが値上がりしており、財団経営を圧迫する要因となっている。今後、収入を確保するとともに、経費の節減を図っていくことが重要となっている。

2 ふくしま県民の森の管理の現状と課題

(1) 利用状況

森林学習施設区域の利用者数は、東日本大震災による被害を受けて減少した後、徐々に回復し、平成30年度は第69回全国植樹祭のサテライト会場となったこともあり16,032人となった。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により再び大きく減少し、これまで徐々に回復してきているものの、平成30年度の約半数に留まっている。

利用者数の推移

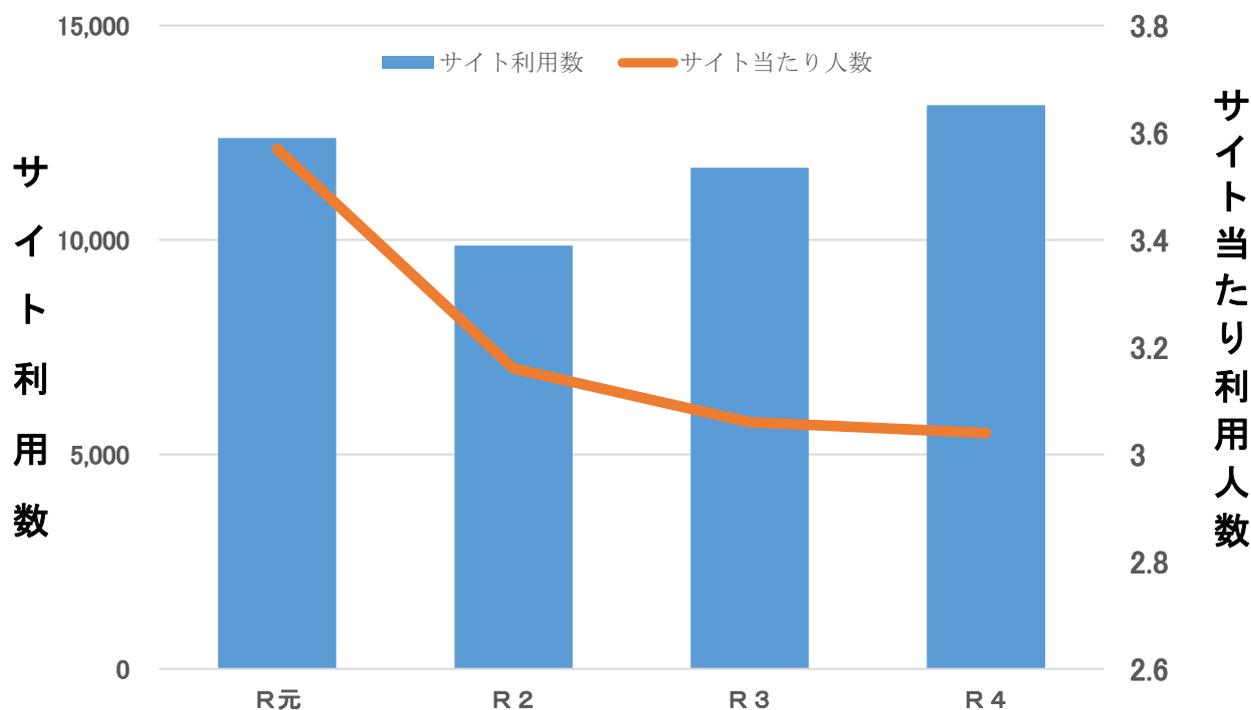


森林学習施設区域の利用促進は、ふくしま県民の森の根本的な課題であり、学校などの利用促進を図るとともに、以前に多く行われていたボーイスカウトなどの団体利用やユースキャンプ場の利用を回復させていく必要がある。

オートキャンプ場の利用者数（幼児を除く）は、東日本大震災以降に徐々に回復し、キャンプブームの後押しを受けて令和元年度には4万人を超える利用者があったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により営業を中止した影響もあり大きく減少した。その後、他人との接触を避けられることなどからオートキャンプが好まれ、令和4年度の利用者数は令和元年度の9割まで回復している。

次に、近年のサイト利用数とサイト当たりの利用人数の推移を見ると、折れ線で示したサイト当たりの利用人数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後に特徴的な変化が起きており、複数の家族やグループ等の大人数での利用が減り、サイト当たりの利用人数が減少している。棒グラフで示したサイトの利用数は、急速に回復しており、令和4年度は令和元年度を上回っている。新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきたことから、オートキャンプ場の利用は堅調に推移しているものの、参加人口の減少やキャンプ場の増加などの懸念材料があることから、前述したように、いわゆるキャンプブームのすう勢を見ながら予算編成等を行うとともに、リピーターの確保などにより利用を促進していく必要がある。

オートキャンプ場のサイト利用数とサイト当たり人数



日帰り温泉の利用者も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で減少したが、回復してきており、今後とも施設の衛生管理を徹底しながら、利用促進を図っていく必要がある。

県内の森林整備や啓発活動を行う「森林ボランティアサポートセンター」が、森林の保全活動を支援する目的で開設しているホームページへのアクセス数については、令和3年度には8万件を超えるアクセスがあったが、その後は伸び悩みの傾向にある。今後とも、森林ボランティアの連携強化と活動の促進を図るため、サポートセンターの機能強化を図っていく必要がある。

森林ボランティアサポートセンターホームページへのアクセス実績 単位：件

区 分	R元	R2	R3	R4
アクセス件数	70,817	85,943	83,198	79,686

(2) 施設の管理

ふくしま県民の森は、森林館が建設されてから50年が経過し、オートキャンプ場施設も25年を超えており、施設の老朽化が進んでいる。また、備品や機械類も経年劣化が進んでいる。

このため、利用者の利用満足度を向上させながら、施設の老朽化への対応及び施設管理の効率化を図るため、福島県から交付されている「県民の森管理受託事業」の収入と利用収入から得られた財団の財源（オートキャンプ場管理運営事業）を用いて、施設の修繕や備品の更新などを実施している。

令和4年度に行った主な修繕は、次のとおりである。

1) 福島県の財源による対応（県民の森管理受託事業ほか）

- ①ビジターセンター チップボイラー循環ポンプ修繕
- ②コテージ 浴室照明更新（LED）、風呂釜パイプ修繕、スロープ修繕、バルコニー修繕
- ③テントサイト サテライトハウス漏水及び給湯機修繕、乗用サイト整備機修繕、ホイールローダー修繕
- ④森林学習施設区域 森林館電気設備修繕、森林館污水管修繕
- ⑤森林学習館 上水管修繕、ユースキャンプ場外灯修繕（LED）

2) 財団の財源（オートキャンプ場管理運営事業（公益事業））による対応

- ①ビジターセンター 通路照明交換（LED）、浴室照明交換（LED）、給湯ラインポンプ修繕、ボイラー配管修繕、内線電話回線修繕
- ②コテージ 浴室シャワー修繕、ロールカーテン修繕、テラス修繕、換気扇修繕
- ③常設トレーラー カーテン交換、キッチン部建具修繕、エアコン修繕、内線電話回線修繕、換気扇更新、ソファカバー更新

施設や設備等の老朽化は、年々進んでいくことから、これらの修繕や更新は不可欠である。これまでも増して、経費が必要となることから、設置者である福島県と十分に調整しながら、県事業による修繕・更新を行うとともに、財団の財源を確保して機能やサービスの向上につながる修繕等を行っていく必要がある。

(3) 森林の管理

ふくしま県民の森は、91.5haの広いエリアの大部分を森林が占めており、アカマツを中心として、カラマツやスギ、ヒノキ、ドイツトウヒなどの針葉樹の林、アカマツとミズナラ、コナラ、ミズキなどの広葉樹との混交林が多く存在している。また、県道沿いや遊歩道沿いには、ヤマボウシやエゴノキなど色々な樹木が植栽されている。また、広場や県道沿いには、サクラが植樹されているほか、企業と連携した森づくり活動も実施している。

大部分の森林は、50年以上が経過しており、樹木が成長して全体に暗い森林となるとともに、競合による枯損木やマツノザイセンチュウ及びカシノナガキクイムシの被害木なども発生している。

現在の森林整備は、毎春に施設及び遊歩道の周辺の危険木を集中的に除去するとともに、年間を通じてキャンプサイトや遊歩道等の枯損木を除去して安全性の確保を図っているほか、県道や広場、ビジターセンター周辺、キャンプサイト周辺、植栽地の除草、森林内の下刈りなどを実施している。なお、マツノザイセンチュウやカシノナガキクイムシによる枯れ木については、職員が伐倒処理するほか、大径木は専門業者に委託して除去しているところである。

しかし、森林エリアが広いことや、財団の労働力不足、専門業者に委託する経費の捻出が難しいことなどから、境界に近い森林では整備しきれない部分も多く、また、枯損木の除伐は行っても間伐までは難しいのが現状である。

森林は、フォレスト・エコ・ライフ(森林との共生)を実現するフィールドであり、健全に維持していく必要があるため、設置者である福島県の事業による森林整備や財団が行っている管理を継続していくとともに、さらなる森林整備の方法について検討する必要がある。

(4) 自主事業

1) 学校教育割引制度

森林環境教育は財団の設置目的の根幹であることから、ふくしま県民の森において学校教育の一環として行われる活動について、学校教育割引制度を実施し、オートキャンプ場施設利用料金の50%を財団が負担している。これは、学校利用の促進に貢献していることから、今後とも継続していく必要がある。

学校教育割引の実績

区 分	R元	R2	R3	R4
割引件数(件)	3	3	3	1
対象人数(人)	96	84	107	40

2) FELメンバーズ制度

FELメンバーズ制度は、オートキャンプ場のリピーター利用を確保するため実施しており、先行予約やキャンセル待ちといった予約に関する特典のほか、宿泊ポイントにより利用料金が割引される特典を付与している。

令和3年度から、会員の公平性を確保する観点から、平日割引を廃止しポイント付与を充実させた。会員の公平性とメリットを考えると、バランスの取れた内容となっていると考えられる。

今後は、会員向けのイベントを開催するなどサービスの向上を図りながら、利用状況に応じて制度内容を検討していく必要がある。

F E Lメンバーズ制度の新規登録及び更新の実績

区 分	R元	R2	R3	R4
登録者数（人）	1, 529	1, 480	1, 140	1, 187

3) オートキャンプ場利用の予約システム、宿泊管理システムの構築

利用者の利便性の向上と顧客管理の適格化、省力化を図るため、令和5年度において、新たな予約システム及び宿泊管理システムを導入した。今後、現在導入したシステムを核としながら、利用者の利便性を向上させるとともに、より業務の効率化・省力化が図られるシステムの導入などを検討していく必要がある。

4) 植樹緑化事業

東日本大震災後に、公益社団法人ゴルフ緑化促進会及び公益社団法人福島県森林・林業・緑化協会の協力により広場や県道沿いにサクラを植栽したほか、企業から寄せられた資金を活用し、森林づくり活動を行っている。今後とも、これらの取組を推進していく必要がある。

5) 国の交付金事業

森林ボランティア団体等による森林整備活動に対する国の交付金事業である「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」の交付事務を行っており、今後とも、県内の生活環境に密接した森林の整備が行われるよう、取り組んでいく必要がある。

6) 調査・研究機能

ふくしま県民の森を、大学の研究者に自然研究の場として提供しているほか、学生の研究成果の発表の機会を提供している。また、鳥獣保護区として多くの野生動物が生息していることから、関係団体の協力を得て様々な侵入防止対策を講じている。これらの取組は、ふくしま県民の森の機能として重要であることから、今後とも継続しながら、成果を発信していく必要がある。

3 事業収支の状況と課題

(1) 事業収支

財団の事業収入は、指定管理者としてのふくしま県民の森管理委託料をはじめとする県などからの受託事業収入と、オートキャンプ場運営に関する事業収入とで構成されており、財団を安定的に運営していくためには、オートキャンプ場運営に関する事業収入を確保していくことが重要である。

このうち、オートキャンプ場等利用収入は、令和元年度に101,925千円となり、それまでのピークとなったが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく落ち込んだ。その後、他人との接触が少ないキャンプが指向されてブームとなり、令和4年度は105,091千円と令和元年度よりも収入が多くなった。福島県からの県民の森管理受託収入は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県の要請に基づき休業した部分の収入見合い分が増額されたことから、他の年度よりも多くなっている。

その他の収入（物品販売や日帰り温泉の収入等）は、令和4年度が54,381千円と令和元年度の実績には届かなかった。

これらの結果、収入の合計は令和4年度207,311千円となり、令和元年度より少し少なかった。

支出については、人件費や光熱水費、燃料費など一定の固定費用は必要であり、これらを支出したうえで、収入が上がった年度については、利用者へのサービス向上につながるような修繕に支出し、公益財団法人の要件である収支相償となるよう努めている。

この結果、平成30年度と令和2年度は、収支が赤字となったが、その他年度は黒字を確保できた。

今後は、県民の森の管理受託収入が増えるとともに、令和5年9月からオートキャンプ場の利用料金を値上げしたことから、事業収入の増加が見込まれる。一方で、近年の物価の上昇傾向が続く可能性が高いことや、人件費等の固定経費の増加が見込まれることから、電気使用量の削減をはじめとして、経費の節減に努める必要がある。

これまでも事業収入が確保できた場合は、積極的にサービスの向上につながるような施設の修繕を行ってきた。今後は、ますます施設の老朽化は進んでいくことから、できる限り修繕費を確保できるように取り組んでいく必要がある。

財団は公益財団法人であることから、公益目的事業会計の期末一般正味財産額は前年度を超えてはならないなど、財務執行上の制約があることから、収益事業会計の適切な執行を行うことにより、収支均衡のとれた適切な執行を行っていく必要がある。

収支の推移

(単位；千円)

費 目	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
1 県民の森管理受託収入	46,157	47,404	60,335	47,839	47,839
2 オートキャンプ場等利用収入	91,378	101,925	78,405	96,581	105,091
3 その他の収入	58,820	59,359	43,016	49,157	54,381
収 入 計	196,355	208,688	181,756	193,577	207,311
1 県民の森管理受託事業	47,948	49,503	46,721	45,282	50,820
2 オートキャンプ場管理運営事業	75,268	85,584	82,310	85,565	87,310
3 その他の支出	74,236	71,194	54,433	62,346	68,161
支 出 計	197,452	206,281	183,464	193,193	206,291
収 支 差 額	△1,097	2,407	△1,707	384	1,019

※① 県民の森管理受託収入は、指定管理者制度に基づく県からの委託料である。

② オートキャンプ場等利用収入とは、公益目的事業会計のオートキャンプ場の利用料金の収入をいう。

③ その他の収入には、上記1及び2以外の一切の収入を含む。

④ 県民の森管理受託事業は、県民の森管理受託収入を財源とする事業である。(法人会計充当分を除く)

⑤ オートキャンプ場管理運営事業には、収益事業分を含む。

(2) その他の利用収入

物品販売、物品貸付及びカフェの利用収入は、ふくしま県民の森の利用者の動向とほぼ連動しており、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きく減少した。その後、利用者の増加とともに回復傾向にあり、また、物品販売の品揃えやカフェのメニューなどを利用者ニーズに合わせて変更するとともに、団体利用への食材等の提案などを行い、収益確保に努めている。

この結果、令和4年度における物品販売収入は13,528千円、物品貸付等収入は1,393千円、カフェ販売収入は2,748千円となった。

また、日帰り温泉利用は、泉質に特徴があることや、露天風呂とサウナもあることなどから、多くのリピーターを有するとともに、法人向け「温泉保養施設事業」に取り組んでおり、令和4年度の収入は8,418千円となっている。

今後とも、安定した収入が確保できるよう、利用者のニーズに合った品揃えやメニューの開発などを行っていく必要がある。

事業収入実績

(単位；千円)

費目	H30	R1	R2	R3	R4
物品販売収入	13,479	14,436	10,951	12,425	13,528
物品貸付等収入	3,461	3,618	1,243	1,373	1,393
カフェ販売収入	3,436	3,159	1,714	2,054	2,748
日帰り温泉利用収入	9,124	8,274	5,851	6,235	8,418

第3章 財団の運営

1 運営方針

財団の経営は、定款の設置目的を踏まえ公益目的事業を積極的に展開していくことが基本である。

(目的)

第3条 この法人は、県民の森をはじめとして広く県内において、森林の中で自然との共生を学び、体験し、様々な形で森林とふれあうライフ・スタイルを創出するフォレスト・エコ・ライフの推進、実践を図るとともに、公の施設の管理運営及び自然環境に関する事業を行うことにより、自然との共生思想の普及に寄与することを目的とする。

また、平成18年度以降、継続して「ふくしま県民の森」の指定管理者としての指定を受け、さらに、平成25年4月から公益財団法人となったことから、将来を見据えた安定的な経営を目指し、費用対効果に十分配慮し、常に新しい視点で組織整備や各種事業を展開していく。

令和元年度からの第4期指定管理期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、森林学習施設区域の利用者数など計画を達成できない項目があったが、オートキャンプ場の利用は急速に回復し、これまでの最高の実績となっている。

今後とも、ふくしま県民の森が多くの方々に利用され定着するよう、情勢を見ながら、積極かつ柔軟な姿勢で財団の運営に取り組んでいく。

2 組織体制

(1) 組織の方向

最近は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が緩和されてきており、オートキャンプ場の利用は急速に回復している一方で、これに対応するスタッフのうち事務補助員や嘱託員が減っている。これまでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により森林環境教育促進の取組や利用者を対象としたイベントなどは十分に実施できない時期が続いてきたが、これからは再開する時期となってきた。

また、森林学習施設区域内の施設設備はもとより、オートキャンプ場内の施設設備の老朽化が年々進んでおり、施設管理の労力が顕著に増加しているほか、インボイス制度や今後施行される改正電子帳簿保存法等で業務量が増加すると見込まれる。

このような状況下で、安定した財団運営を行いながら、森林環境教育の促進や森林整備、施設の十分なメンテナンスなどを実施するには、事務のデジタル化を進めて業務の省力化・効率化を図るとともに、労働力を確保し、組織体制を強化していく必要がある。

(2) 人事管理

オートキャンプ場を有するふくしま県民の森は、繁忙期と閑散期の必要な労力の格差が大きいという特性があり、正規職員の定数は9名と決められている。

これまで、ふくしま県民の森を維持・運営しながら、利用者の安全・安心の確保と十分なサービスを提供するために、必要な部門に事務補助員等を配置するとともに、繁忙期においてはアルバイトや人材派遣会社からの一時的な派遣を求めるなどにより、人員を確保してきた。しかし、近年は、地方公共団体や民間企業での定年の延長や雇用状況のひっ迫などにより、定数外の事務補助員や嘱託員を確保することが難しくなっている。

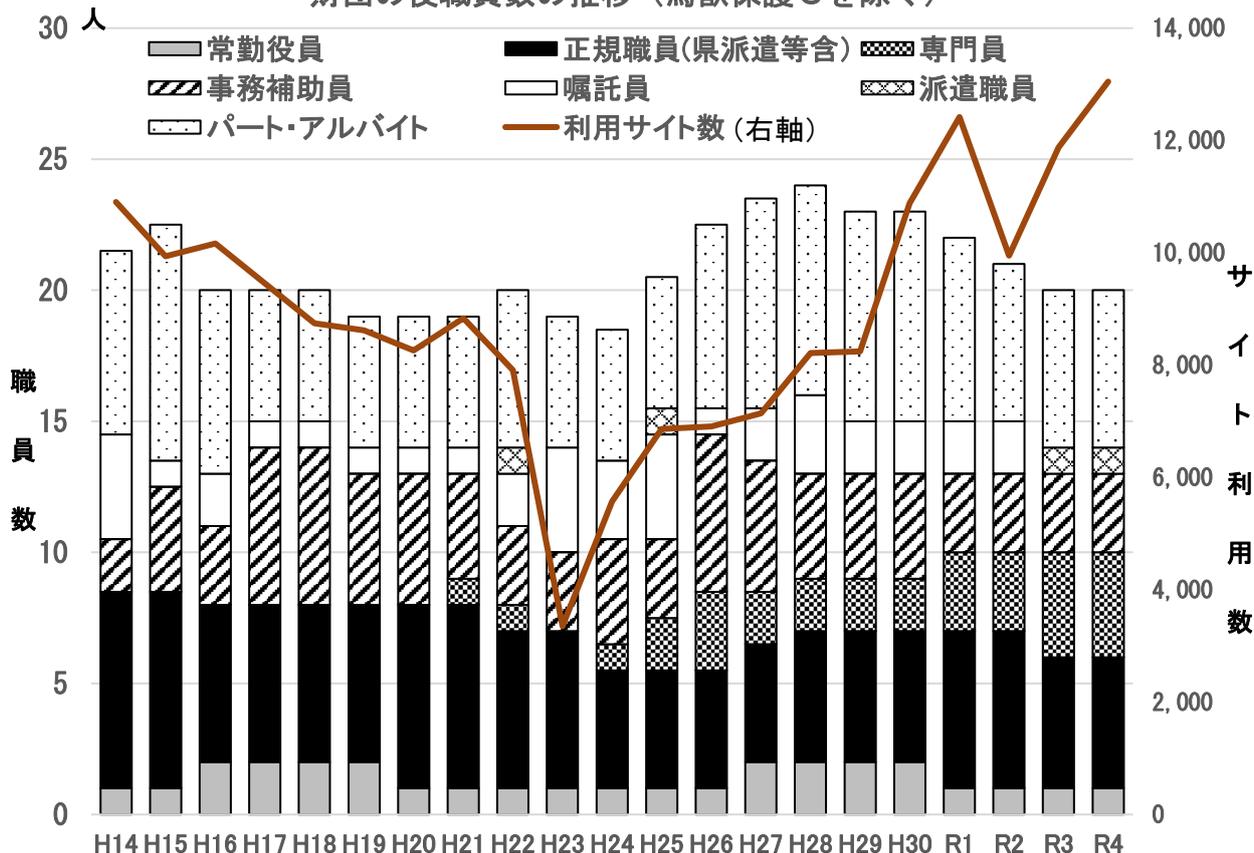
このため、職員に定年などにより退職者が出た場合には、速やかに新規職員を採用するほか、事務補助員などの臨時職員を確保していく必要がある。

一方で、ベースアップや最低賃金が上がっており、人件費が増加し財団の運営を圧迫することと、現在のキャンプブームがどこまで続いていくのか、その中でふくしま県民の森のオートキャンプ場がどれだけ優位性が確保できるのかなどを見極めて人員確保を進めていく必要がある。

これらを踏まえ、今後5年間の人員配置については、常勤役員と正規職員の数は現状を維持することとし、状況を見ながら、事務補助員を確保していくことを基本とする。

なお、近年の急激な利用者数の増加や、労働契約法、高齢者雇用安定法に基づく事業主に課せられる措置の状況によっては若干の増員も考慮するが、原則として正規職員の数に変更は加えないものとする。

財団の役職員数の推移（鳥獣保護Cを除く）



(3) 事務局の業務内容

ア 総務担当

- ・財団管理基本業務；財団事務（理事会、評議員会関連）
- ・経営・マネジメント；経営管理業務、職員ローテーション管理及び指導
- ・財団庶務関連事務；予算・決算事務、委託管理事務、補助事業事務、税務事務、物品購入事務、支払事務、収入事務、契約事務、備品・消耗品管理、文書取扱等
- ・労務関連業務；労務管理事務、給与賃金事務、福利厚生事務等
- ・その他関連業務

イ 利用促進担当

- ・企画担当業務；企画業務・広報プロモーション、アウトドア人材育成業務等
- ・受付関連業務；予約受付・キャンプサイト割付、チェックイン・チェックアウト業務、施設利用受付、料金徴収等
- ・アクティビティサービス業務；野外活動の指導、野外活動資料提供、活動プログラムの企画・準備・実施、ボランティアの募集登録研修等
- ・安全管理業務；利用者安全管理、施設内巡回パトロール、災害救急時対応等
- ・情報提供業務；施設利用案内(資料、展示)、情報提供(フロント、電話、ホームページ)等
- ・営業施設関連業務；ショップ・カフェテリア・温泉営業、物品貸付業務（メンテナンス含む）等

(2) 収入

収入のうち福島県からのふくしま県民の森管理運営委託料は、電気料金の値上げや県有施設の定期点検を財団が行うこととなったことから、令和5年度よりも5,500千円程度の増額を予定している。

また、収入の多くを占めるオートキャンプ場の利用料金収入は、令和5年9月から料金を値上げしたことと少しずつ利用者が増える計画であることから増額を見込んでいるが、連休や休日前の利用は収容能力いっぱいになっていることから、大幅な増加にはならないと考えている。利用料金等収入は、令和6年度は約145,000千円、令和10年度は約152,000千円と見込んでいる。

さらに、福島県からの受託事業収入のうち、農林水産部からの事業は、これまで同様に継続されるものと見込んだ。

今後とも、ふくしま県民の森における事業を適切に執行しながら、オートキャンプ場利用者へ質の高いサービスを提供し、収入を確保していく。

令和6年度から令和10年度までの収入の見込み 単位：千円

項 目 等		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
森林学習施設区域	管理運営委託料	53,275	53,337	54,852	53,465	53,529
	基本財産運用収入	980	980	980	980	980
	森林づくり指導者養成事業収入	2,971	2,971	2,971	2,971	2,971
	森林ボランティアサポート事業収入	6,798	6,798	6,798	6,798	6,798
	森林文化公開体験事業収入	5,968	5,968	5,968	5,968	5,968
	植樹緑化事業収入	3,350	3,350	3,350	3,350	0
	寄附金	100	100	100	100	100
	受取利息	2	2	2	2	2
	雑収入	1,155	1,155	1,155	1,155	1,155
	小 計	74,599	74,661	76,176	74,789	71,503
オートキャンプ場区域	利用料金	144,940	146,695	148,475	150,275	152,111
	①オートキャンプ場利用収入	116,148	117,370	118,607	119,854	121,127
	②温泉利用等収入	8,371	8,526	8,684	8,845	9,009
	③物品販売等収入	14,192	14,455	14,722	14,994	15,271
	④カフェ売上収入	3,268	3,328	3,390	3,453	3,517
	⑤物品貸付収入	2,961	3,016	3,072	3,129	3,187
	F E L制度事業収入	1,402	1,428	1,454	1,481	1,508
	環境教育事業収入	110	110	110	110	110
	障がい者等減免補助金	3,957	3,997	4,037	4,077	4,118
	受取利息	1	1	1	1	1
	雑収入	5	5	5	5	5
	小 計	150,415	152,236	154,082	155,949	157,853
収 入 合 計	225,014	226,897	230,258	230,738	229,356	

(3) 支出

財団の事業を実施するための経費支出は、収入に見合った支出とならざるを得ないが、令和6年度は電気料金の値上げの影響が大きいと想定され、全体の光熱費は35,000千円を超え、令和4年度より8,600千円程度増えるの見込まれる。

令和6年度から令和10年度までの支出の見込み 単位；千円

項 目 等		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
森林学習施設区域	人件費	27,285	27,589	27,897	28,182	28,464
	賃金	1,507	1,522	1,537	1,553	1,568
	消耗品費	1,573	1,379	1,285	1,079	1,073
	燃料費	2,985	2,985	2,985	2,985	2,985
	光熱水費	20,853	20,853	20,853	20,853	20,853
	修繕費	357	357	357	300	200
	通信運搬費	209	191	155	131	89
	手数料	1,962	1,877	1,877	1,877	1,877
	保険料	377	377	377	377	377
	委託費	15,362	15,420	16,798	15,537	12,530
	広告宣伝費	528	528	528	528	528
	賃借料	482	482	482	402	402
	その他	2,058	2,058	2,043	2,014	1,965
	小計	75,538	75,618	77,174	75,818	72,911
オートキャンプ場区域	人件費	42,702	43,099	43,560	43,996	44,436
	賃金	11,242	11,355	11,484	11,600	11,716
	消耗品費	6,366	7,129	9,512	9,382	9,844
	燃料費	3,704	3,704	3,718	3,718	3,718
	光熱水費	14,763	14,763	14,763	14,763	14,763
	修繕費	5,004	5,182	5,650	6,634	6,786
	通信運搬費	740	758	739	781	823
	手数料	4,719	4,916	5,033	5,152	5,276
	保険料	332	332	280	280	280
	委託費	23,731	23,744	23,757	23,769	23,783
	広告宣伝費	1,618	1,618	1,618	1,618	1,618
	賃借料	9,572	9,572	9,110	9,159	9,159
	原材料費	12,338	12,462	12,586	12,712	12,839
	その他	2,523	2,523	1,152	1,234	1,282
	減価償却繰入	940	940	940	940	940
	消費税等	9,182	9,182	9,182	9,182	9,182
	小計	149,476	151,279	153,084	154,920	156,445
支 出 合 計	225,014	226,897	230,258	230,738	229,356	

これは、令和4年度よりも電力使用量を3%程度節電に努めたものとした見込みであり、コテージや常設トレーラーの空調（冷暖房）にかかる電気使用を可能な限り節約していく。また、照明などをLEDに替えたり、温泉や水道用水をくみ上げるポンプの電気料も大きいことから、漏水の修繕などを徹底していく。

人件費については、職員給与の根拠となっている福島県職員の給与が上がるとともに、最低賃金が引き上げられており、今後も上昇が見込まれる。また、給与水準と合わせて清掃作業の委託料や様々な検査の手数料なども上がっている。給与水準については、最も課題である人員の確保のためにもある程度の上昇は止めようがなく、委託料なども止むを得ないものと考えられる。

一方で、消耗品などの価格も上がっているが、可能な限り使用量を抑えるなどの節約の意識を徹底するほか、人件費の抑制のためには業務のデジタル化による労力削減が必要であり、将来的には自動チェックインや自動精算、経理の自動化などを目指して投資を継続していく。

収入を可能な限り確保しながら、支出を抑制する努力を積み重ねて費用を捻出し、設置者である福島県が行う大規模修繕と調整を図りながら、施設の老朽化に対応してサービスの向上につながる施設の修繕を実施していく。

4 ふくしま県民の森利用促進計画

(1) ふくしま県民の森施設利用の目標

1) 森林学習施設区域

福島県の公の施設として多くの利用者を迎え「森林との共生」を推進することで、福島県のさらなる復興を進めるとともに、森林の果たす役割に対する理解の促進などに寄与することから、これまで取り組んできた事業を継続しながら、さらなる利用促進対策を実施し、令和10年度の利用者数は、令和4年度の実績よりも約24%多い11,000人を目指す。

また、森林館利用者は、令和4年度の実績よりも約52%多い3,300人、学校教育団体利用者は、令和4年度の実績よりも約33%多い4,400人を目指す。

森林学習施設区域の利用者目標

単位：人

項目	基準値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
森林学習施設区域	8,844	11,000
森林館	2,173	3,300
学校教育団体	3,302	4,400

年度ごとの利用者目標

単位：人

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
森林学習施設区域	9,600	9,900	10,200	10,600	11,000
森林館	2,880	2,970	3,060	3,180	3,300
学校教育団体	3,840	3,960	4,080	4,240	4,400

2) オートキャンプ場区域

ふくしま県民の森「フォレストパークあだたら」のオートキャンプ場は、全国的に見ても、有数の規模を有し、日本オートキャンプ協会が認定する数少ない5つ星のオートキャンプ場であることから、利用者の評価は高いものと考えられる。

今後とも、サービスレベルの維持・向上を図りながら、施設の老朽化に対応した計画的、継続的な施設の修繕と予約サイトやホームページを活用した広報を積極的に展開し、利用促進に努める。

また、温泉施設については、経年劣化に対応した修繕等を行い、泉質の良さが広く知られている施設として、今後も安定的な利用提供に努める。

これらの取組を行い、オートキャンプ場区域の利用者数は、令和4年度より11%多い40,500人、日帰り温泉は9%多い14,500人の確保を目指す。

オートキャンプ場区域の利用者目標

単位：人

項目	基準値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
オートキャンプ場※	36,572	40,500
日帰り温泉※	13,346	14,500

※ オートキャンプ場及び温泉利用者は、利用料金の対象外となる幼児を除く。

年度ごとの利用者目標

単位：人

項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
オートキャンプ場	37,700	38,400	39,000	39,800	40,500
日帰り温泉	14,100	14,200	14,300	14,400	14,500

(2) ふくしま県民の森施設の利用促進対策

1) 森林学習施設区域

森林学習施設区域は、52.1haの広いエリアに、豊かなアカマツ中心の混交林やカラマツ、広葉樹の森などが広がっており、これに学習施設としての森林館、森林学習館、セラピー施設に加え、ユースキャンプ場や広場、全国植樹祭において少花粉スギが植栽された会場や第2回ふくしま植樹祭で広葉樹が植栽された会場、令和5年度から5年間の計画で整備が始まったJR貨物グループの森林づくり対象地などがあり、変化のある構成となっている。

これらの森林と施設の利用促進を図るため、危険木の除去などの森林管理を基本として、NPO法人福島県もりの案内人の会と協働した学校教育利用の誘致活動や森林の中での活動を啓発する資料の作成・広報、森林内の樹木の説明書きの設置などを行うほか、森林や自然を生かした魅力あるプログラムを開発するなど、積極的な利用促進に努める。

また、全国植樹祭で植栽した少花粉スギやふくしま植樹祭で植栽した広葉樹、「JR貨物グループの森林づくり」活動で整備している広葉樹中心の森林、広場や県道沿いのサクラなど、新たな森林環境教育の教材となる樹木等が育ってきていることから、もりの案内人の会と連携して、小学生などの森林環境教育に生か

していく。

さらには、県内の森林整備、森林環境保全、ネイチャーガイドなどの団体と連携した活動を展開するとともに、大学等の調査研究や催しに協力するほか、小学校や幼稚園等の学校教育の利用だけでなく、親子や高校生、大学生などの広い世代の利用を促進するため、森林館等の機能向上や施設の充実について、設置者である福島県と連携していく。

具体的な取組

- ・ ふくしま県民の森で、どのような活動ができるのかなどを解説した資料を作成し、これを福島県もりの案内人の会などと協働してブラッシュアップするとともに、学校等に対する広報に努める。
- ・ 魅力的な森林館、森林学習館の展示を検討しながら、可能なものから実現させ、新たな機能を付加する。
- ・ 全国植樹祭で植栽した少花粉スギやふくしま植樹祭で植栽した広葉樹、「JR貨物グループの森林づくり」の広葉樹中心の森林について説明資料を作成し、森林環境教育の教材として提供する。
- ・ 広場や県道沿いのサクラについて、新たな利用に努める。
- ・ 森林の癒やし効果を生かし、セラピーコースの積極的な活用を努める。
- ・ 県民ひとりひとりが参加する身近な森林環境の整備・保全活動を実施する。
- ・ 福島県もりの案内人の会等との協働の自然観察会、木工教室の開催、森林環境教育の実施及び指導者の育成を図る。
- ・ 親子で楽しめる森林の恵み体験教室を企画・実践する。
- ・ 森林館を中心とする中核施設内の大型野生動物侵入防止対策を講じる。
- ・ 県内ボランティア組織に関する情報の収集・提供を行う。
- ・ 学校教育・生涯学習における森林環境学習に合わせたプログラムを提供する。
- ・ 大学や文化施設等と協働の研究発表の開催、森林文化に関する催しなどを実施する。
- ・ 気軽にだれでも、いつでも快適に利用できる施設の維持管理を行う。

2) オートキャンプ場及び温泉施設

オートキャンプ場の利用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な低迷があったが、その後、他人との接触が少ないなどの特性から、新たにキャンプを始める人も多く、利用は急速に回復し以前の水準に戻ってきている。しかし、大人数での利用が少なくなり、いわゆるソロキャンプ、デュオキャンプというような小人数での利用が増えている。

最近では、利用が堅調に推移しているが、一時期のように新しいキャンパーが増えるという状況ではなく、また、オートキャンプ場の数が増えており、さらには、グランピングなどサービスレベルの高いキャンプ場も多くなっている。実際に、関東方面からの利用者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前よりも、かなり減っている。

これらのことから、全国的にも評価の高いオートキャンプ場ではあるものの、さらに利用者の満足感を十分に満たすことが必要であり、今後とも施設の安全性や清潔感はもとより、親切で丁寧な接客による質の高いサービスを提供していく。

また、インターネットサイトでの予約の利便性や広報なども、改善を図っていく。

さらに、新たな利用者の獲得にも配慮しながら、当施設の良さを理解していただけるリピーターを確保していくことに努める。

震災後から事業化している災害対応キャンプについても、教育旅行の誘致などと併せて、学校教育の一環として取り組んでいただけるよう引き続き広報に努めていく。

温泉施設は、泉質が近隣にはないナトリウム炭酸水素塩泉であり、美肌の湯として定着しており、「温泉のあるオートキャンプ場」として施設の価値を高めていることから、適切に管理していくとともに、法人向け温泉保養施設契約件数の増加に努めるなど、日帰り温泉のさらなる利用促進に努める。

具体的な取組

- ・ 利用者の満足度の向上を図るため、「サービスは人から人へ」の心を徹底し、職員一人ひとりの意識改革と研修受講等により人材育成を図る。
- ・ これまで培ったノウハウをさらに向上し、全国有数のオートキャンプ場として施設と設備の整備とサービスの提供に努める。
- ・ F E Lメンバーズ制度の登録者数と法人向け温泉保養施設契約の増加を図るとともに、制度の充実に努める。
- ・ 団体の福利厚生施設としての利用や学校や企業の研修、さらには結婚式の利用など、団体利用の促進を図る。
- ・ 利用者のニーズに合った季節感のあるイベントの充実に努める。
- ・ 予約については、利用者にとって利便性の高い予約システムを構築する。
- ・ 利用者の利便性の向上と業務の省力化・効率化を図るため、自動チェックインや自動精算などのシステムの導入を検討していく。
- ・ 災害対応キャンプ事業など財団事業として定着した事業については、継続して実施する。
- ・ ホームページの改善を行い情報提供機能を強化するとともに、マスメディアを活用した広報・宣伝と学校、企業、団体への営業活動を行う。また、様々なアプリケーションを用いたイベントや自然情報、お客様特典情報等のタイムリーな提供に努める。
- ・ 施設・設備の高い整備水準を確保し、リピーターの確保に努める。
- ・ 「がんばろう ふくしま応援店」として、ショップ、カフェの利用促進を図る。
- ・ リモートワークが急速に普及していることから、コテージやテントサイトへの無線LANシステムの拡大により、利用者の利便性の向上を図る。
- ・ 電気自動車の普及が進んでいることから、オートキャンプ場として、急速充電施設の整備を設置者である福島県と検討していく。

(3) 自主事業の実施

森林環境教育と森林保全活動を推進するため、東日本大震災直後から取り組んでいる学校教育割引制度を継続していくとともに、親子や子どもたちを対象としたイベントの開催、災害対応キャンププログラムなどによる教育旅行の誘致などを進めていく。

また、大学や研究機関が行う調査・研究に協力するほか、学生が行った研究の発表の場の提供などを進めていく。

さらには、企業や団体の支援を得て、サクラを生かした広場及び県道沿いの景観づくりや森林環境教育に役立つ森林づくりなどを進めていく。

具体的な取組

ア 森林環境教育・森林保全活動

- ・ 森林環境教育を促進するため、学校教育利用割引制度（施設利用料の50%割引）を継続して実施していく。
- ・ 親子や子どもたちを対象とした自主事業に取り組んでいく。
- ・ 福島県への教育旅行の誘致の一環として、災害対応キャンププログラムと森林環境教育プログラムを推進していく。
- ・ 森林施業などの現地研修を実施する施設として、各種研修の場を提供していく。
- ・ 鳥獣対策を含めて、里山地域における森林管理のモデルとして、森林保全活動の場として活用できるようにしていく。
- ・ 県内の森林ボランティアの育成や関係組織の活性化に努める。
- ・ 全国植樹祭やふくしま植樹祭の植栽地を管理するとともに、団体等が行う植樹活動を受け入れるなど、ふくしま県民の森としての利用価値の向上に努める。

イ 調査研究機能の充実

- ・ 県内外の研究機関（大学や福島県など）や民間団体・企業などと連携し、森林内への野生動物の侵入への対応に関する調査・研究に取り組む。
- ・ 森林学習施設の人工池を活用した調査研究など、大学と連携した自然環境基礎データの調査及び研究成果発表会等に継続して取り組む。
- ・ 学生が行った調査研究の発表の場の提供などを引き続き実施していく。
- ・ ふくしま県民の森を活用した県民参加のプログラムを提供していく。

ウ 企業・団体と連携した森林づくり等

- ・ 公益社団法人ゴルフ緑化促進会等の協力により植栽したサクラについて、施肥や除草など適切な管理を行うとともに、必要に応じて植え替えや土壌の改良などを行う。
- ・ 令和5年9月に福島県と日本貨物鉄道株式会社（JR貨物グループ）、当財団で締結した「森林づくり協定書」に基づき、森林整備や植樹などを行い、森林環境教育に役立つよう広葉樹を生かした森林づくりを行う。
- ・ イオングループから支援を受けている森林づくり活動を継続して行っていく。

5 ふくしま県民の森の管理

(1) 施設管理の基本的な考え方

ふくしま県民の森の管理は、自然環境を対象とする森林、緑地と建物など工作物を対象とする建物等の管理に区分され、いずれも環境にできるだけ負荷を与えない管理と利用者の安全を最優先に「安全・清潔・静寂」を基本に管理する。

森林については、ふくしま県民の森においてフォレスト・エコ・ライフを実践する基礎であり、良好な状態を保っていくため、時間の経過とともに遷移していく状況に応じて、継続的に管理する。また、緑地は森林学習施設区域の象徴的なものであり、森林環境教育において使用頻度の高いものであることから、景観の維持の観点からも良好な状態を維持していく。

ビジターセンターを含めたオートキャンプ場区域は、利用者の安全性の確保と満足度が高まるよう管理していく。

これらの施設については、設置されてから相当な年数が経過していることから、設置者である福島県に計画的な改修等を要望するとともに、施設の指定管理者として施設の適切な日常管理等をとおして施設の長寿命化に努める。

当面の管理目標

- ・ ふくしま県民の森の利用者の安全確保を最優先としたうえで、快適にゆとりや安らぎ及び楽しさを感じて過ごすことができるように管理する。
- ・ より多くの県民等が森林を訪れることにより自然の仕組みや働き、森林の恵みなどを体験し、森林の大切さを理解することができるように管理する。
- ・ 自然環境を活用し、多くの県民等が森林を保全するための考え方や技術を習得できるよう施設を管理する。
- ・ 次世代の子どものために森の中での遊びや森林環境学習の場を提供する。
- ・ 環境教育を含めた森林保全を行うための指導者を育成する場を提供するとともに、自然環境の保全や野生動物との共生を行うために必要な調査・研究の場を提供する。

(2) 森林の管理

1) 森林管理の考え方

森林については、フォレスト・エコ・ライフを実践するフィールドとして、快適な森林空間や森林の大切さや役割などを学ぶことができるよう豊かな森林を維持しながら、利用者の安全性に最大限に配慮するとともに、防風林としての機能や野生動物の生息環境の維持などの機能も加えて、管理の充実を図るほか、様々な取組を通じて森林管理を推進していく。

また、ふくしま県民の森の森林は、そのすべてが以前に人の手が加わった人工林もしくは二次林であり、これらの森林を守っていけるよう継続的に人の手を加えて管理していくとともに、使用目的に沿った森林が形成されるよう、設置者である福島県の施策との整合性を図りながら、連携して管理していく。

さらに、ふくしま県民の森が設置されて50年以上が経過していることから、設立当時の森林の様相とは大きく異なっており、また、利用についても大きく変

化してきている。このため、森林館などの森林環境教育施設と合わせて、森林の整備と利用に関する計画作成について、設置者である福島県に要請していくとともに、さらに、境界付近の森林については、なかなか手が回らない状況にあることから、専門業者への委託による森林整備も検討していく。

2) 森林管理の共通事項

ア アカマツを中心とした森林の管理

ふくしま県民の森は、多くの森林がアカマツ中心の構成となっているが、植栽してから50年から90年程度が経過し、森林内に日光が入らず暗くなっており、競合やマツノザイセンチュウによる枯損木も発生している。このアカマツを良好な状態で守っていくため、大径木のアカマツを可能な限り残しながら、枯損木の伐倒を行うほか、過密になった森林のアカマツは密度を低下させるために、近接しているアカマツを間引く程度の間伐を行う。

なお、アカマツ林は、既に50年を超えていることから、間伐を行っても下枝が繁茂することはなく、個々の木への風当たりが強くなるなど悪影響があることと、マツノザイセンチュウによる枯損木が多くなっていることから、あえて強度の間伐は行わない。

さらに、今後、新植する機会があれば、マツノザイセンチュウに抵抗性のあるアカマツの植栽を検討していく。

イ 安全性の確保

全国的に見ると、キャンプ場での倒木事故が発生しており、小学生や幼稚園児などが使用する森林学習施設区域の遊歩道やオートキャンプ場のテントサイトなどの枯損木は、森林学習施設区域等の冬期閉鎖期間が終わる前の早春に集中して除伐を行うとともに、常時、発見に努めて除去していく。

また、森林が使用目的に沿ったものとなり利用者が快適に利用できるよう、維持管理を基本として、景観保全、防災等も含め、下刈り・間伐・除伐・施肥・落葉処理等を適切に行う。ふくしま県民の森は県民の共有財産であることから、ボランティア団体との協働による管理活動や体験学習や大学生及び高校生などの実習としての森林整備等にも取り組む。

3) 森林学習施設区域

森林学習施設区域内では、森林学習の一環としての各種研修や野外学習・林業経営実習等に活用できるような管理や記念植樹など事業目的に沿った管理を行うとともに、各種研究・実践フィールドの設定、「森林の持つセラピー効果」活用等に対応した森林の管理を行う。

また、現在、広場や県道沿いに植栽したサクラの管理を行っており、さらに成長が促進されるよう、施肥や消毒などの管理を行うとともに、企業と連携した森林づくりに取り組み、これらの目的が達成できるよう推進していく。

さらに、森林環境教育の効果を高めるため、NPO法人福島県もりの案内人の会と協力して、樹木に関する資料の作成・掲示などを行っていく。

4) オートキャンプ場区域

オートキャンプ場区域においては、快適な滞在空間となるよう、除伐や下層木の整理、雑損木の除去、森林内への電気柵の設置など、利用上の安全確保と優しい里山的要素を盛り込んだ管理、テントサイトや常設トレーラー、コテージの宿泊施設の維持を目的とした森林の管理を実施する。

(3) 緑地の管理

森林学習施設区域内の広場や園地については、除草や樹木の剪定などを行い、快適な空間となり使用目的が達成されるよう管理するとともに、広場等に植栽したサクラが十分に成長するよう施肥や消毒等の管理を行う。

また、オートキャンプ場の緑地については、利用者に対し多様な森林空間を提供するため、キッズパークやストリームパークを緑地の状態で維持管理する。

(4) 工作物の管理

オートキャンプ場の工作物については、木材を積極的に活用し、斬新なデザインとなっているが、耐久性の不足や維持コストの高騰を招いており、また、ガス、電気等の設備では、機能低下が懸念されていることから計画的な設備更新を福島県に要望していく。

また、利用者ニーズの多様化に伴い、既設の電話設備、暖房・給湯用配管、利用者用什器、研修用 OA 機器などが更新、交換の時期となっていることから、福島県へ要望し計画的な更新を図る。

(5) 安全管理

公の施設として野外活動、宿泊、研修等の機能を持つ「ふくしま県民の森」では、不特定多数の施設利用者の安全を確保することが、施設管理上の最優先事項である。

このため、危険木の除去や施設の整備・点検を行うとともに、自然災害と火災（森林火災を含む）、事故、犯罪等に対し十分な対策と迅速な対応がとれるよう、消防や警察、地元自治体、救急病院等と緊密な連携を図っていく。

また、緊急事態が発生した際に対応できるよう、職員が必要な対応を確認するとともに、夜間においても宿直職員を置いて対応する。

ア 台風等への対応

台風など予測可能なものについては、的確な情報を把握して、事前にテントサイトの閉鎖の必要性を検討し、クローズ決定の際には、予約者への電話連絡による伝達等での周知徹底を図る。

イ 強風や大雨、雷等の突発的事態への対応

突発的な事象については、緊急性を伴うため口頭・文書を併用した個別避難勧告・避難誘導等の伝達誘導により対応する。さらに、避難場所として、レクチャーホール・森林学習館・森林館・ビジターセンターホール等を開放するとともに、職員も緊急体制とし、職員・事務補助員も含めた「職員等緊急連絡網」により招集し、場内の見回り要員の確保、宿直員や遅番職員の増員等の対応を行う。

ウ 火災への対応

防火管理者を配置し自衛消防組織を組織するとともに、年2回地元消防署等の協力を仰ぎ消防訓練を実施しており、今後も定期的な訓練の実施と、安全管理教育の徹底を図る。利用者に対しては林野火災と施設火災に対する予防として、直火の禁止、火気の取扱制限を徹底する。

エ 犯罪等への対応

夜間、県道と施設内を結ぶ通路を遮断し、不審車の侵入を阻止することをはじめ、不審者・不審物等の警戒のため、施設内の定期巡回を実施するとともに、警察署と連携を密にして犯罪の発生防止に努める。

オ 地震発生への対応

財団で作成した対応・避難マニュアルに基づき、日常業務の中でマニュアルに沿ったトレーニングを実施するとともに、発生時には、速やかな現状把握を行い、負傷者の救護や利用者の避難誘導を行う。また、関係機関と連絡を密にし連携して対応する。

カ 火山活動情報への対応

県民の森は、活火山である安達太良山麓に位置することから、平成28年度に公表された「安達太良山火山防災マップ」の内容を事前に職員全員が共有し、関係機関から火山活動情報が発出された場合は、インターネットやテレビ等から情報を得るとともに、利用者を安全に避難誘導できるよう体制を整える。

キ 森林内での転倒やスズメバチ等の虫刺され等の危険があるため、近隣の救急病院との連絡協力を24時間体制で維持するとともに、施設利用者の事故等への対応のため、傷害保険への加入を行い、事故発生に対し万全の体制を取る。

ク 野生動物については、特にイノシシやクマなど人に危害を加える恐れのある大型野生動物の侵入を防ぐため、センサーカメラや痕跡調査により、動向を確認するとともに、電気柵やネットにより侵入防止策を講じる。また、ふくしま県民の森の中や近郊で目撃情報があった場合は、速やかに職員が追い払い等の措置を講じるとともに、必要に応じ、村、警察、県等関係者に通報する。また、県民の森の利用者に情報提供と注意喚起及び避難誘導を行うなど、利用者の安全確保に努める。

6 人材育成計画

財団にとっての最大の財産である職員の資質向上を図るため、「ふくしま自治研修センター」や関係団体が主催する研修会など、専門知識、接遇、意識改革等を目的とした研修会へ積極的に参加する。

若手職員の育成のため、日常的に職場内研修を行うとともに、OJT（On-the-Job Training）により知識や対応方法などを、実践しながら習得していく。

また、財団は少人数の組織であるため、高度で多岐にわたる業務や専門性の高い業務について一定の期限を設けて登用するなど、職員の資質向上に有効な取組と人材の活用を図る。

7 連携事業

(1) 地域社会との連携

安達太良山麓の自然から得られる「あだたらの恵み＝森林からの恵み」を地元の農家、農産物加工者、木工製品製造販売者、地元市町村等と連携をしながら、ショップなどで取り扱い、利用者に紹介し販売する。

また、地元の活動グループとの協働でイベント等を開催し、地域社会や地域経済との連携を促進するとともに、財団の活動を支える労働力もできるだけ地域に求める。

- 1) 雇用面では、相当数の嘱託・臨時雇用・アルバイト等の職員を地域から雇用するとともに、設備維持点検をはじめとする施設管理サポートを地元業者を核に運営する。
- 2) 教育面では、県内の小中学校や高校に対しての講師の派遣、中高校生・社会人の職場体験受入、環境教育プログラムの提供、大学のインターンシップの受入、さらに、県内各地の公民館、公益団体等に講師派遣や資料提供などの支援を行う。
- 3) 地域経済面にあつては、物品販売の商品、事業用消耗品・原材料・燃料等の仕入れをはじめ、施設・車両・備品等の修繕・メンテナンス等については、可能な限り地元業者を活用する。
- 4) 地域産業振興面では、地域主催の各種イベントへの共催・協賛の中で独自に開発したノウハウや情報を提供するとともに、施設内のショップ・カフェにおいては、積極的に「地産地消」の推進や安全・安心の情報発信を行う。

(2) 森林ボランティア等との連携

福島県から「福島県森林ボランティアサポートセンター」の運営を受託し、各種情報の収集・発信、森林所有者と森林ボランティア間のコーディネートなどを行っており、この機能を核として森林ボランティア活動の活発化に向けた事業を展開していく。

また、財団が保有している資源を有効に活用し、森林・林業関連のNPOや県内のNPO等の活動への支援や協働を進めるとともに、県内外の研究機関や大学、民間企業との連携を図る。

8 個人情報その他情報の守秘

「公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団個人情報の保護に関する規程」に基づき、オートキャンプ場や森林学習施設区域の利用者の情報を守秘する。

また、インターネット経由で予約管理を行うシステムにおいては、情報流出に備えたシステムを導入し、外部からの侵入や外部への情報流出の防止を徹底する。

おわりに

当財団は、令和6年度から第5期目のふくしま県民の森指定管理者に指定され、今後5年間、施設の管理運営に当たることとなる。

ふくしま県民の森の設置目的や公益財団法人としての責務を十分に認識して運営に当たり、一人でも多くの県民等が森林とふれあい、「自然との共生」について考える機会を提供していく。

また、ふくしま県民の森及び当財団にしかできない事業を積極的に展開し、多くの利用者が訪れることによる交流人口の増加をとおして、福島県の震災及び原発事故からの復興に貢献していく。

当財団が取り組む各種事業は、この中期計画に沿って実施していくが、社会・経済環境の見通しが不透明なうえ、時代の潮流が早いことから、必要に応じて中期計画の見直しを行う。